

令和8年3月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和8年3月27日（金）
開会 午後1時30分
閉会 午後3時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員10名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、係長、主査、主事
- 7 議題等
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
報告事項3 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより3月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、横井利夫委員、荒谷弘美委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第4号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」が1件、第5号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件でございますのでよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは早速ですが、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>

係 長	<p>それでは、第 3 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>第 3 号議案の説明は、以上でございます。農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
水野郁代 委 員	<p>3 月 1 7 日、森下委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、東印場交差点を北に進み、5 つ目の筋を右折し、1 5 0 メートル程進んだ突き当りの手前に位置しており、現在畑として耕作されています。</p> <p>申請内容は所有権の移転であり、譲渡人が財産整理を進めるうえで、隣接地を所有する申請人が購入を希望したことにより、売却を決めたものです。</p> <p>譲受人が購入することで、一体の農地となり、畑作をするのに有益になると考えられます。譲受人は現在療養中ですが、回復次第耕作に従事する予定です。</p> <p>現在申請地を耕作しているのは、農作業経験のある市内在住の譲受人の姉が常時従事しています。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。森下委員補足をお願いします。</p>
森下幸夫 委 員	<p>譲渡人と譲受人は実の姉と弟の関係です。譲渡人は春日井市在住であり、今まで耕作出来ておりませんでした。譲受人からみて、譲渡人の姉の他に 3 人の姉がおり、譲渡人とは別の姉が 2 0 年以上当該申請地を含めて耕作をしておりました。</p> <p>申請書の中にも、耕作している姉が世帯員として記載されており、今後も継続して耕作をするという内容になっております。</p> <p>今回の申請によって、一体が同一の所有者の農地となることから、農地を守るためにも良い申請だと考えます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第 3 号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	<p>もう一つ、本件の申請は、譲受人が療養中であり、姉が主な耕作者としている点について、これは農地法で問題ないことであると判断している点を付け加えさせていただきます。</p>

事務局	<p>第3条許可申請書中に、農地法第3条第2項第4号関係として、申請において記載ができる世帯員等の定義が記載されており、世帯員等とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜に従事するその他の2親等内の親族をいうと記載があることから、耕作している2親等内の姉を、世帯員等とすることは問題ないと判断しています。</p>
会長	<p>質問もないようですので、これより採決に移ります。 第3号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委員	<p>【挙手全員】</p>
会長	<p>挙手全員により、第3号議案については、許可することに決まりました。 続いて、第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」について、事務局から説明をお願いします。</p>
係長	<p>それでは、第4号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第4条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、市街化区域に建設する集合住宅については建築物であるため、尾張旭市宅地開発等指導要綱の申請がされる予定です。 農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。第4号議案の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
荒谷弘美 委員	<p>3月17日に松原圭子委員と現地調査しました。 申請地は、東中学校西門前の道を市道を約150メートル西進した先に位置しています。 当該申請地は、共同住宅用の駐車場確保を目的としたものになります。現状としまして、申請地は既に平成8年頃から駐車場として利用されていたため、始末書の添付がございました。 周辺への影響について、申請地前の道路を挟んだ土地は申請者所有の農地であり、申請地北側には申請者の居宅が隣接されています。このことから、特に問題は無いと考えております。 以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>

松原昭平 委 員	既存の集合住宅は壊すということですか。
荒谷弘美 委 員	新しい集合住宅を建築するということです。
森下幸夫 委 員	申請地の北側は、今回の申請しなくてもよいのですか。
事務局	北側の農地については市街化区域になりますので、今回のように許可申請は不要であり、既に農地転用の届出が済んでおります。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第4号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員（または挙手多数）】
会 長	挙手全員（挙手多数）により、第4号議案については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、第5号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。
係 長	それでは、第5号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。 この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。第5号議案の説明は、以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
飯沼勝則 委 員	3月23日午前に、松原昭平委員と調査いたしました。 申請地は、中央通りを南進し、国道363号線晴丘交差点を横切り、新池交流館東交差点を左折し、約50メートル進んだ先に位置しています。 市街化区域に隣接した地域で、農地区分は第3種農地となります。 譲受人の研究開発センターの建設を目的としたものです。 譲受人は、セラミックス技術を核に、世界の電子産業を支えるグローバルメーカーであり、半導体をはじめ、モノづくりを展開し、積極的な成長戦略を推進している企業でございます。 近年セラミックス技術において、市場の変化が早く、既存の設備では

	<p>研究スペースが不足しており、研究開発体制の高速化が急務となったことから、新たに研究開発センターを建設する計画となり、今回の申請に至ったものです。</p> <p>当該申請地を選定した理由としては、既設の設備との距離が近く、研究開発活動の効率化に適した立地であり、周辺の道路網やインフラ整備も良好であるため、研究開発の建設と運営に支障がないため、また地権者と交渉がまとまったためでございます。</p> <p>周辺への影響について、申請地に隣接する農地はなく、東側は市道、西側は宅地及び雑種地、南側は駐車場、北側は市道に隣接しております。雨水は地下の調整池へ、雑排水等は浄化槽へ流れた後、既設の排水管へ排出します。万が一周辺への支障を及ぼした場合、申請者が責任を持って対応するというところでございます。</p> <p>提出された決算書からも資金力は十分にあると判断できます。</p> <p>愛知用水土地改良区より支障ない旨の意見書がございます。</p> <p>また、本件の申請地は無断転用されていた農地でもあるため、始末書が添付されております。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては、許可基準を満たすと判断し許可相当と考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第5号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	<p>本件申請地北東角地が計画に含まれていませんが、これは何故でしょうか。</p>
事務局長	<p>角地については、地主との交渉が上手くいかなかったと聞いています。</p>
水野政起 委 員	<p>今回の計画地の中に、現在企業が事務所等で利用している土地が含まれていると思います。</p>
事務局	<p>現在申請者とは別の企業が利用している土地も含まれておりますが、その点についても調整したうえで、研究開発センターが新設されるということです。</p>
荒谷弘美 委 員	<p>駐車場は60台分のスペースがありますが、浄化槽の容量は足りるのでしょうか。</p>
事務局長	<p>浄化槽の用量等については、開発の申請になりますが、既に愛知県との調整を経たうえで、作成された計画になります。</p>
森下幸夫 委 員	<p>本件申請地が資料では畑となっておりますが、既に現況は違うようですね。</p>
係 長	<p>資料は、登記簿上の地目が畑という意味でございます。</p>

森下幸夫 委 員	今回は全て自己資金で賄われるということですね。
事務局	受付時に、全て自己資金で賄われると聴取しております。
会 長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。 第5号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第5号議案については、許可相当とすることに決まりました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。 報告事項3「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」、事務局より説明をお願いします。
係 長	それでは、報告事項3「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。 1としまして、農地法第4条による届出が、2件で229平方メートル、主な概要は、旭前町地内外で一般個人住宅2件です。 2としまして、農地法第5条による届出が、2件で1,057平方メートル、主な概要は、霞ヶ丘町地内外でその他サービス1件、露天駐車場1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので（他に質問もないようですので）、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	2点ございます。 1点目は、「尾張旭市農業委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程」の一部改正についてです。改正後の「尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」が令和8年4月1日に施行され、行政手続きの処理について個々の手続きを明確に定めなくとも電子処理が可能となるため、所要の整備を図るものでございます。具体的には、本規程の別表を削除するもので、形式的な変更となりますのでご承知おきください。 2点目は、お手元にお配りしました「令和8年度最適化活動の目標の設定等」についてです。

	<p>農水省の通知では、農業委員会は3月末までに次年度の目標を設定し、4月末までに公表することとされています。つきましては、別添のとおり令和8年度の最適化活動の目標を設定させていただきましたので、内容をご確認いただき、ご意見等があれば4月10日（金）までにご連絡いただければと思います。内容の詳細については、事務連絡にて説明いたします。</p> <p>また、今年度の農業委員の皆さん及び農業委員会全体の活動に対する点検・評価については、5月末までに実施することとなっていますので、改めてご案内させていただきます。お知らせは以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。次回農業委員会は4月28日（火）午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>

以上議事の顛末を記し、事実と相違ないことを証明するためここに署名する。

議事録署名者

尾張旭市農業委員会会長 _____

委員 _____

委員 _____